

情報処理システム運用管理業務の民間競争入札実施要項(案)

平成 27 年 月

平成 29 年 8 月修正

国立研究開発法人 港湾空港技術研究所

目 次

1	趣旨	… 1
2	情報処理システム運用管理業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	… 1
3	実施期間に関する事項	… 7
4	入札参加資格に関する事項	… 7
5	入札に参加する者の募集に関する事項	… 8
6	情報処理システム運用管理業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項	… 9
7	情報処理システム運用管理業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	… 10
8	情報処理システム運用管理業務の受注者に使用させることができる国有財産に関する事項	… 10
9	情報処理システム運用管理業務受注者が、当研究所に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務受注者が講ずべき措置に関する事項	… 11
10	情報処理システム運用管理業務受注者が本業務を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務受注者が負うべき責任に関する事項	… 15
11	情報処理システム運用管理業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	… 16
12	その他業務の実施に関し必要な事項	… 17

別紙 1.従来の実施状況に関する情報の開示

別紙 2.ヘルプデスクに関する満足度調査

別紙 3.業務フロー図

別紙 4.組織図

別添 1.調達仕様書

別添 2.履行証明書項目

別添 3.国立研究開発法人港湾空港技術研究所契約事務取扱細則

1 趣旨

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革について、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを目指すものである。

上記を踏まえ、国立研究開発法人港湾空港技術研究所（以下、「当研究所」という。）は、「公共サービス改革基本方針」（平成27年7月10日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「情報処理システム運用管理業務」（以下、「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下、「実施要項」という。）を定めるものとする。

2 情報処理システム運用管理業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

（1）本業務の概要

当研究所は、港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行う研究機関であり、1部の管理部門と7領域3センターの研究部門により組織されている。

当研究所の情報処理システムは、当研究所における業務の効率的な遂行と適切なデータ管理を行うため構築、運用されており、構内LAN及び各業務システムにより構成されている。

本業務は、専属の技術者を常駐させ、情報処理システム全体の監視、保守及び問い合わせ対応等を行うものである。

ア 対象となる情報処理システムの概要

（ア）情報処理システムの概要

当研究所の情報処理システムは、構内LANと各業務システムにより構成され、外部との通信は、公共回線サービスを利用している。

（イ）情報処理システムの構成

構内LANは、サーバ/クライアント方式を採用しており、サーバのOSは、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX を使用している。また、クライアントOSは、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX する環境となっており、ネットワークに接続しているクライアント数は約400台となっている。ただし、平成29年度末において、機器更新が計画されており、OSについても更新される予定である。機器の内訳は、XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX となっている。

各業務システムは、研究部門関連システムのほか、管理部門が運用する内部管理用システムがある。

(ウ) 情報処理システムの規模

情報処理システムの規模は、利用者数約 150 名、クライアント数約 400 台の規模で、クライアントの多くは、研究・調査用として使用されているものである。

イ 対象業務の内容

受注者が実施する業務の内容は、次のとおりであり、その詳細については、別添 1.「調達仕様書」を基本とする。

(ア) システム運用業務

① 情報処理システムの運用管理

当研究所の情報処理システム（ネットワーク機器、サーバ及び端末装置）の運用管理を行うとともに、バックアップ媒体、ケーブル等、情報処理システムの運用に関する備品管理等を行うものとする。また、情報処理システムに障害が発生した場合は、当研究所に速やかに報告を行い、適切な対策を講じるものとする。

② サーバの監視・管理

OS 内に付属する管理ツール、または既定のツールを使用し、CPU 等の資源監視、システムログの監視及びユーザデータの管理等を行うものとする。また、不正アクセス、障害等の発生及び発生が予測される場合は、当研究所に速やかに報告し、適切な対策を講じるものとする。

③ ネットワーク運用管理

ネットワーク接続機器の死活監視及びトラフィック監視を行うものとする。また不正アクセス、障害等の発生及び発生が予測される場合は、当研究所に速やかに報告し、適切な対策を講じるものとする。

④ 共有資源の監視・管理

ファイルサーバ等の共有資源の利用状況を監視するものとする。また、当研究所よりユーザ変更の指示を受けた場合は、これにかかる共有資源の変更を速やかに行うものとする。

⑤ ウィルス等の対策

ウィルス対策の最新情報を入手し、関係者への通知を行うものとする。また、最新パターンファイルの適用状況、ウィルス感染状況等を常時監視するとともに、スパムメール、スパイウェア等不正プログラムの侵入を防ぐため、適切な対策を講じるものとする。

⑥ 更新プログラムの適用

OS、アプリケーション等のセキュリティホールが発見に伴う更新プログラム（windows セキュリティパッチ等）が公開された場合は、当研究所へ報告し適用するものとする。

ただし、同プログラムを適用することにより既存の情報処理システムに悪影響を及ぼすことが予測される場合は、適用の可否について協議を行うものとする。また、ソフトウェアベンダーへのサポート費用が発生する場合は別途協議する。

⑦ データのバックアップ

サーバ障害時のデータ消失を回避するため、定期的にバックアップ（ただし、バックアップ装置のないものは除く。）を行うものとする。

⑧ リモート管理

管理対象機器は、必要に応じて既定のツールにより、リモートで管理することとする。リモート管理に必要な機器、ソフトウェアの設定を行い、セキュリティ上の問題が発生しないようにするものとする。

⑨ ホームページの監視及び更新

インターネット公開ホームページに対する不正アクセス、ファイルの書き換え等の監視を行うものとする。また、当研究所職員からの依頼によりホームページの更新及び修正を行い、動作確認を行うものとする。

⑩ 機器更新に伴う調整及び支援

端末装置等の機器の更新が発生した場合、対象機器の構成データ（IP アドレス、機種名、所属名等）の修正を行う。また、更新機器導入業者と連携し、作業が円滑に進むよう各種調整及び支援を行うものとする。

⑪ 関係機関との連携業務に関する運用支援

関係機関とのネットワーク接続を維持し、当該機関との連携業務が支障なく稼働するよう運用支援を行うものとする。また、関係機関との連携業務に係る運用について障害等が発生した場合は、当研究所に速やかに報告し、適切な対策を講じるものとする。

⑫ 問い合わせ対応（ヘルプデスク）

当研究所職員からのアプリケーションソフト、サーバ運用等に関する問い合わせに随時、対応するものとする。また、設定支援や必要に応じ手順書の作成及び周知を行う。

ウ 受注業務の引継ぎ

(ア) 現行受注者又は当研究所からの引継ぎ

当研究所は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行受注者及び受注者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった受注者は、本業務の開始までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行受注者又は当研究所から業務引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、現行受注者の負担となる。

(イ) 契約期間満了の際、業者変更が生じた場合の引継ぎ

当研究所は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、受注者及び次回受注者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎ完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い受注者が変更となる場合には、受注者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等は、次回受注者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、受注者の負担となる。

エ 作業場所

〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号

国立研究開発法人 港湾空港技術研究所 受配電施設内

なお、当該業務の事務に必要な諸経費及び交通費は、受注者の負担とする。

(2) 確保されるべき対象業務の質

本業務は、情報処理システムの運営に係る業務の確実な実施及びネットワークシステムの利用者への継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に資するものである必要がある。

ア 業務内容

「情報処理システム運用管理業務に係る業務」に示す運用業務を適切に実施すること。

イ 情報処理システムの稼働率

稼働率は、95.0%以上とし、稼働率は以下の計算式により算出する。

稼働率(%) =

$$\frac{((1 \text{ ヶ月の日数} \times \text{運用管理業務の対応時間}) - (\text{計画停止時間}) - (\text{サービス停止時間}))}{((1 \text{ ヶ月の日数} \times \text{運用管理業務の対応時間}) - (\text{計画停止時間}))} \times 100 (\%)$$

稼働率とは、

- ・受注者が、本業務を実施しなければならない時間に対して、全てのシステムが正常に稼働している時間の比率をいう。

※運用管理業務の対応時間は、調達仕様書の5-2に記載のとおりとする。

サービス停止時間とは、

- ・ 障害等によりその月の情報処理システムが停止した時間。

ただし、受注者が本業務を実施しなければならない時間以外の時間、及び情報処理システムの停止が、ハードウェア、ソフトウェアの原因による場合で当該事業者へ通知を行い復旧するまでの時間は、サービス停止時間に含めない。

計画停止時間とは、

- ・ 定期点検等で予め計画されたその月のサービス停止時間。

ウ ヘルプデスク利用者満足度調査結果

業務開始後、年1回の割合でヘルプデスク利用者に対して、次の項目の満足度調査を実施（調査用紙回収は原則毎月、集計は年1回）し、その結果の基準スコア（75点以上）を維持すること。

- ・ 問い合わせから回答までに要した時間
- ・ 回答または手順に対する説明の分かりやすさ
- ・ 回答または手順に対する結果の正確性
- ・ 担当者の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）

各質問とも、「満足」（配点100点）、「ほぼ満足」（同80点）、「普通」（同60点）、「やや不満」（同40点）、「不満」（同0点）で採点し、各利用者の4つの回答の平均スコア(100点満点)を算出する。

当該調査内容は、別紙2.「ヘルプデスクに関する満足度調査」のとおりである。

エ セキュリティ上の重大障害件数

本業務に起因するもので、業務に多大な支障が生じるようなセキュリティの重大障害の件数は、各月毎に0件であること。

オ 情報システム運用上の重大障害の件数

正常に稼働できない事態・状況及び保有するデータの喪失等により、業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数は、各月毎に0件であること。

カ サーバ内データの定時バックアップ

運用スケジュールの中で自動的に実行される定時バックアップは、定時バックアップ率として、各月ごとに100%を維持すること。

キ ウィルス情報の把握

本システム利用する機器において、コンピュータウィルス等に感染した場合、感染を把握してから1時間以内にそのウィルスの詳細について特定すること。この際は、最新ウィルスで、詳細な情報が得られない場合は、その限りではない。

ク ウィルス定義ファイルの更新

ウィルス対策ソフトウェアのウィルス定義ファイルについて、ベンダーからのリリース後6時間以内に行うこと。

ただし、受注者が本業務を実施しなければならない時間以外の時間にリリースされたものにあつては、翌日の業務開始から6時間以内とする。

(3) 契約の形態及び支払い

ア 契約の形態は、業務請負契約とする。

イ 当研究所は、業務請負契約に基づき、受注者が実施する本業務について、契約の履行に関し、情報処理システム運用管理業務の調達仕様書に定めた内容に基づく監督・検査を実施するなどして適正に実施されていることを確認した上で、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、当該月に支払うべき額を支払うものとする。

確認の結果、確保されるべき対象業務の質が達成されていないと認められる場合、又は達成できないおそれがある場合、当研究所は、確保されるべき対象業務の質の達成に必要な限りで、受注者に対して本業務の実施方法の改善を行うよう指示することができる。受注者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善し、業務改善報告書を当研究所に提出するものとする。業務改善報告の提出から2か月の範囲で、業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象業務の質が達成可能なものであると認められるまで、当研究所は業務料の支払いを行わないことができる。

なお、業務料は、本件業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、受注者が行う準備行為等に対して、受注者に発生した費用は、受注者の負担とする。

ウ 減額措置

2(2) 確保されるべき対象業務の質に示す情報処理システムの稼働率が基準を下回った場合、当研究所は月額業務料に1%を乗じて得た額(1円未満切り捨て)を、1か月ごとに支払う業務料から減額して支払うものとする。

ただし、受注者の責めに帰すべき理由により正常稼働率が基準を下回った場合に限る。

なお、情報処理システムの稼働率の実績値は、情報処理システム運用管理業務の調達仕様書に基づき受注者が作成し、担当部署に提出した各種報告書の記載内容を踏まえて、当研究所が判断するものとする。

(4) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、アからウに該当する場合は当研究所が負担し、それ以外の法令変更については受注者が負担する。

ア 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

イ 消費税その他類似の税制度の新設・変更(税率の変更を含む)

ウ 上記ア及びイのほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更(税率の変更を含む)

3 実施期間に関する事項

契約期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

4 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。
- (2) 国立研究開発法人港湾空港技術研究所契約事務取扱細則第 8 条及び第 9 条の規定に該当しない者であること。（別添 3.参照）
- (3) 国立研究開発法人港湾空港技術研究所理事長から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 国土交通省国土技術政策総合研究所副所長から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 平成 25・26・27 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の資格を有し、かつ、平成 28・29・30 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」の資格の申請が受理された者であること。
- (6) 5（2）イ「履行証明書」の提出書類について、当研究所の審査に合格し、各要求項目を満たすことを証明した者であること。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度に基づく ISMS 認証または、ISO 27001 認証、JISQ 15001 に準拠したプライバシーマーク使用許諾及び ISO 9001 を取得している者であること。

5 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札手続（スケジュール）

ア 入札公告	：平成27年12月中旬頃
イ 現場説明（個別対応予定）・資料閲覧	：平成28年 1月上旬頃
ウ 競争参加資格確認書類提出期限	：平成28年 1月中旬頃
エ 履行証明書提出期限	：平成28年 1月中旬頃
オ 履行証明書の審査	：平成28年 1月下旬頃
カ 質問受付期限	：平成28年 2月上旬頃
キ 入札書の提出期限	：平成28年 2月中旬頃
ク 開札及び落札者の決定	：平成28年 2月中旬頃
ケ 現行受注者からの引継ぎ等	：平成28年 3月中旬以降
コ 契約の締結	：平成28年 4月上旬頃

※ ウについて、質問は書面で受け付けることとし、回答は、軽微なもの及び当研究所の業務遂行に支障があるものを除き公表する。

※ 履行証明に当たって、入札参加希望者は、必要に応じて情報処理システムに係る資料（調達仕様書、提出書類、設計書等）を、所定の手続きを経て当研究所内で閲覧することを可能とする。

※ 資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合もある。

〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号

国立研究開発法人 港湾空港技術研究所 企画管理部 総務課 契約係

電話：046-844-5039

受付時間：平日の9時45分から17時まで。（12時～13時は除く。）

(2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

ア 入札書

入札金額(契約期間内の全ての業務に対する報酬の総額の108分の100に相当する金額)を記載した書類

イ 履行証明書

履行証明書は、実施要項の別添 2.「履行証明書項目」に示した各要求項目を満たすことができることを証明する書類

- ウ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- エ 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類
- オ 財務状況が確認できる書類
- カ 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行（平成18年7月5日政令第228号）第3条に規定する特定支配関係にある場合はその者に関する当該情報

6 情報処理システム運用管理業務を実施する者を決定するための評価の基準その他本業務を実施する者の決定に関する事項

情報処理システム運用管理業務を実施する者（以下、「落札者」という。）の決定は、最低価格落札方式によるものとする。

なお、「履行証明書項目」に示した各要求項目を満たすかの判断については、当研究所に設置する審査委員会にて評価を行う。

(1) 履行証明書

履行証明書の要求項目を全て満たしている場合に合格とし、その一つでも欠ける場合は失格とする。

(2) 落札者の決定

ア (1) の要求項目を全て満たし、当研究所の予定価格の制限に達した価格の入札価格が最も安い者を落札者とする。

イ (1) の要求項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

ウ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も安い者を落札者とすることができる。

エ 落札者が決定したときは、遅延なく、落札者を含め入札者全員の商号または名称、入札価格及び落札者の決定理由、履行証明書の概要等について、公表するものとする。

(3) 落札者が決定しなかった場合の措置

当研究所は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目をすべて満たす入札参加者がなかった場合または再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合、原則として、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保できない等やむを得ない場合は、自ら実施することとし、その理由を官民競争入札等監理委員会に報告するとともに公表するものとする。

7 情報処理システム運用管理業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(1) 開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別紙 1.「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

- ア 従来の実施に要した経費
- イ 従来の実施に要した人員
- ウ 従来の実施に要した施設及び設備
- エ 従来の実施における目的の達成の程度
- オ 従来の実施方法等

(2) 資料の閲覧

前項オ「従来の実施方法等」の詳細の情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、業務計画書等について、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、当研究所は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

8 情報処理システム運用管理業務の受注者に使用させることができる国有財産に関する事項

(1) 財産の使用

受注者は、本業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用することができる。

- ア 業務に必要なサーバ室、電気・通信設備等
- イ その他、当研究所と協議し承認された業務に必要な施設、設備等

(2) 使用制限

- ア 受注者は、本業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。

- イ 受注者は、あらかじめ当研究所と協議した上で、当研究所の業務に支障をきたさない範囲内において、施設内に運用管理業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。
- ウ 受注者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに、必要な原状回復を行う。
- エ 受注者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分注意し、損傷（機器の故障等を含む。）が生じるおそれのある場合は、養生を行う。万一損傷が生じた場合は、受注者の責任と負担において速やかに復旧するものとする。

9 情報処理システム運用管理業務受注者が、当研究所に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務受注者が講ずべき措置に関する事項

(1) 本業務受注者が当研究所に報告すべき事項、当研究所の指示により講ずべき措置。

ア 報告等

- (ア) 受注者は、調達仕様書に規定する業務を実施したときは、当該調達仕様書に基づく各種報告書を当研究所に提出しなければならない。
- (イ) 受注者は、請負業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに当研究所に報告するものとし、当研究所と受注者が協議するものとする。
- (ウ) 受注者は、契約期間中において、(イ)以外であっても、必要に応じて当研究所から報告を求められた場合は、適宜、速やかに報告を行うものとする

イ 調査

- (ア) 当研究所は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認められるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、受注者に対し必要な報告を求め、又は当研究所の職員が事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。
- (イ) 立入検査をする当研究所の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを受注者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示するものとする。

ウ 指示

当研究所は、請負業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、受注者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

- ア 受注者は、本業務の実施に際して知り得た当研究所の情報等（公知の事実等を除く）を、第三者に漏らし、盗用し、又は請負業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。
- イ 受注者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、受注者からの文書による申出を当研究所が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。
- ウ 受注者は、当研究所から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。
- エ 受注者は、当研究所の情報セキュリティに関する規程等に基づき、個人情報等を取り扱う場合は、①情報の複製等の制限、②情報の漏えい等の事案の発生時における対応、③請負業務終了時の情報の消去・廃棄（復元不可能とすること。）及び返却、④内部管理体制の確立、⑤情報セキュリティの運用状況の検査に応じる義務、⑥受注者の事業責任者及び請負業務に従事する者全てに対しての守秘義務及び情報セキュリティ要求事項の遵守に関して、調達仕様書別紙 5「機密保持に関する誓約書」への署名を遵守しなければならない。
- オ アからエまでのほか、当研究所は、受注者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき受注者が講じるべき措置

ア 業務の開始

受注者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

イ 権利の譲渡

受注者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、継承せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による当研究所の事前の承認を得たときは、この限りではない。

ウ 権利義務の帰属等

- (ア) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、受注者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- (イ) 受注者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、当研究所の承諾を受けなければならない。

エ 瑕疵担保責任

- (ア) 当研究所は、成果物の引渡し後に発見された瑕疵について、引渡し後 1 年間は、受注者に補修を請求できるものとし、補修に必要な費用は、全て受注者の負担とする。

(イ) 成果物の瑕疵が受注者の責に帰すべき事由によるものである場合は、当研究所は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を併せて請求することができる。

オ 再委託

(ア) 受注者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 受注者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則として、あらかじめ機能証明書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下「再委託等」という。）について記載しなければならない。

(ウ) 受注者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で、当研究所の承諾を受けなければならない。

(エ) 受注者は、(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には、受注者が当研究所に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前項「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3) 契約に基づき受注者が講じるべき措置」に規定する事項その他の事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。

(オ) (イ)から(エ)までに基づき、受注者が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て受注者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、受注者の責に帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負うものとする。

カ 契約内容の変更

当研究所及び受注者は、本業務の質の確保の推進、またはその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに法第21条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

キ 機器更新等の際における民間事業者への措置

当研究所は、次のいずれかに該当するときは、受注者にその旨を通知するとともに、受注者と協議の上、契約を変更することができる。

(ア) ハードウェアの更新、撤去又は新設、サポート期限が切れるソフトウェアの更新等に
伴い運用管理対象機器の一部に変更が生じるとき。

(イ) セキュリティ対策の強化等により業務内容に変更が生じるとき。

(ウ) 当研究所の組織変更や人員増減に伴うシステム利用者数の変動等により業務量に変動が生じるとき。

ク 契約の解除

当研究所は、受注者が次のいずれかに該当するときは、受注者に対し業務料の支払いを停止し、又は契約の解除若しくは変更することができる。この場合、受注者は当研究所に対して、契約金額から消費税及び地方消費税を差し引いた金額の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、当研究所の定めるところによる。ただし、同額の超過する増額費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、受注者は、当研究所との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

(ア) 法第22条第1項イからチまで又は同項第2号に該当するとき。

(イ) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。

(ウ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。

(エ) 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。

(オ) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。

(カ) 受注者の責に帰する事由により、受注者がこの契約の全部または一部を履行する見込みがないと認められるとき。

(キ) 受注者が契約書第5条（再委任等の禁止）、第15条（秘密の保全）又は第16条（債権譲渡の禁止）の規定に違反したとき。

(ク) 受注者またはその使用人が当研究所の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、または監督官等の職務の執行を妨げたとき。

(ケ) 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

ケ 談合等不正行為

受注者は、談合等の不正行為に関して、当研究所が定める「談合等の不正行為に関する特約条項」に従うものとする。

コ 損害賠償

受注者は、受注者の故意又は過失により当研究所に損害を与えたときは、当研究所に対し、その損害について賠償する責任を負う。また、当研究所契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、当研究所から受注者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

サ 不可抗力免責、危険負担

当研究所及び受注者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、当研究所が物件を使用することができなくなったときは、受注者は、当該事由が生じた日の翌日以降の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

シ 金品等の授受の禁止

受注者は、本業務の実施において、金品等を受け取ることを、又は、与えることをしてはならない。

ス 宣伝行為の禁止

受注者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

セ 法令の遵守

受注者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

ソ 安全衛生

受注者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

タ 記録及び帳簿類の保管

受注者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務が終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

チ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、当研究所と受注者との間で協議して解決する。

10 情報処理システム運用管理業務受注者が本業務を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務受注者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、受注者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 当研究所が国家賠償法第1条第1項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、当研究所は受注者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について当研究所の責に帰すべき理由が存する場合は、当研究所が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

- (2) 受注者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について当研究所の責に帰すべき理由が存するときは、受注者は当研究所に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

11 情報処理システム運用管理業務に係る法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項

(1) 本業務の実施状況に関する調査の時期

当研究所は、本業務の実施状況について、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成 29 年 5 月予定）を踏まえ、本業務開始後、毎年 3（終了月）月に状況を調査する。

(2) 調査項目及び実施方法

ア 情報処理システムの稼働率

月次報告資料等により調査

イ ヘルプデスク利用者アンケート調査結果

各年度において、ユーザに対する年 1 回（アンケート回収は基本毎月）のアンケート（ヘルプデスク利用者アンケート調査）の実施結果により調査。

エ セキュリティ上の重大障害件数

月次報告資料等により調査

オ 情報システム運用上の重大障害の件数

月次報告資料等により調査

カ サーバ内データの定時バックアップ

月次報告資料等により調査

キ ウィルス情報の把握

月次報告資料等により調査

ク ウィルス定義ファイルの更新

月次報告資料等により調査

(3) 意見聴取等

当研究所は、必要に応じ、本業務受注者から意見の聴取を行うことができるものとする。

(4) 実施状況等の提出時期

当研究所は、平成 29 年 5 月を目途として、本業務の実施状況等を内閣総理大臣及び監理委員会へ提出する。

なお、調査報告を内閣総理大臣及び監理委員会に提出するに当たり、~~CIO 補佐官及び外部~~有識者の意見を聴くものとする。

12 その他業務の実施に関し必要な事項

(1) 情報処理システム運用管理業務の実施状況等の監理委員会への報告

当研究所は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 研究所の監督体制

本契約に係る監督は、主管係自ら立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

本業務の実施状況に係る監督は以下のとおり。

監督職員：企画管理部 業務課 課長補佐

検査職員：企画管理部 業務課 課長

(3) 本業務受注者の責務

ア 本業務に従事する受注者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

イ 受注者は、法第 55 条の規定に該当する場合は、30 万円以下の罰金に処されることとなる。

なお、法第 56 条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

ウ 受注者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は当研究所を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

(4) 著作権

ア 受注者は、本業務の目的として作成される成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを当研究所に無償で譲渡するものとする。

イ 受注者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、当研究所が承認した場合は、この限りではない。

ウ ア及びイに関わらず、成果物に受注者が既に著作権を保有しているもの（以下、「受注者著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該受注者著作物の著作権についてのみ、受注者に帰属する。

エ 提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受注者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(5) 情報処理システム運用管理業務の調達仕様書

本業務を実施する際に必要な仕様は、別添 1.「調達仕様書」に示すとおりである。

以上

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	常勤職員	—	—	—
	非常勤職員	—	—	—
物件費		—	—	—
請負費等	役務	11,088	11,500	11,500
	機器・回線等料	—	—	—
	その他	—	—	—
計(a)		11,088	11,500	11,500
参考値	減価償却費	—	—	—
	退職給付費用	—	—	—
(b)	間接部門費	—	—	—
(a)+(b)		11,088	11,500	11,500

(注記事項)

当研究所では、民間競争入札の対象である情報処理システム運用管理業務の全部を請負契約により実施している。
 なお、支払い金額は、一般競争入札の落札額である。
 平成25年度は、民間競争入札(3年契約[平成25年度～平成27年度]:34,500)である。
 ※ 請負契約のため、費用の詳細な内訳の開示は受けられない。

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(受託者における情報処理システム運用管理業務従事者)			
管理技術者(非常駐)	1	1	1
運用技術者(ヘルプデスク含む)	1	1	1

(業務従事者に求められる知識・経験等)

管理技術者(非常駐)(1人)

- ITILFoundation(または同等以上の資格)及び次に掲げるいずれかの資格(または同等以上の資格)を保有する者

- ①情報処理技術者試験:独立行政法人情報処理推進機構が実施する国家試験
 - イ)共通キャリア・スキルフレームワークのレベル3、4に対応する資格(経済産業省)
 - ロ)旧試験制度の資格(システムアナリスト又はシステム監査技術者)

②その他の資格

- イ)技術士(情報工学部門)
- ロ)中小企業診断士(情報処理)
- ハ)PMP(Project Management Professional)
- ニ)ITコーディネータ

運用管理技術者(ヘルプデスク含む)(1人)

- 5年以上の実務経験を有する者

- 次に掲げるいずれかの資格(または同等以上の資格)を保有する者

- ①情報処理技術者試験:独立行政法人情報処理推進機構が実施する国家試験
 - イ)基本情報技術者
 - ロ)第二種情報処理技術者(旧試験制度)
 - ハ)初級システムアドミニストレータ(旧試験制度)

(平成24年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
システム運用業務(日)	20	21	21	21	23	19	22	21	19	19	19	20	245
問合せ件数(件)	108	49	62	66	56	68	76	77	67	76	77	116	898

(平成25年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
システム運用業務	21	21	20	22	22	19	22	20	19	19	19	21	245
問合せ件数(件)	124	100	71	95	57	79	115	59	54	60	70	107	991

(平成26年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
システム運用業務	21	20	21	22	21	20	22	18	19	19	19	22	244
問合せ件数(件)	69	76	46	44	35	43	62	47	42	38	43	107	652

(注記事項)

- 問合せ件数は、人事異動により、年度初めは問合せが多くなる。
問合せ内容は、①作業依頼(システム管理課)、②障害対応(操作による不具合)、③質問等(操作方法等)、
④打合せ(情報システムに関する補助)に大きく分類した時に、主に①の作業依頼が占めています。
- ・平成24,25年度 約60%が①作業依頼
 - ・平成26年度 約75%が①作業依頼

3 従来の実施に要した施設及び設備

港湾空港技術研究所

【施設】

施設名称:受配電施設
使用場所:詰所、サーバ室

【設備】

研究所貸与
PC2台、PR1台、スキャナー1台、OAデスク1台、椅子1脚、電話1台

外部拠点

(外部拠点があれば記載するか、別紙○としてつけること)

・無し

4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
情報処理システムの稼働率	—	—	99.5%	100%	99.5%	100%
ヘルプデスク利用者満足度調査	—	—	75.0点	91.1点	75.0点	93.3点
セキュリティ上の重大障害件数	—	—	0件	0件	0件	0件
サーバ内データの定時バックアップ	—	—	100%	100%	100%	100%

(注記事項)

当研究所では、平成25年度より民間競争入札を実施しており、平成24年度は目標・計画の設定がなく、実績もありません。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)

「別紙3.業務フロー図」のとおり
「別紙4.組織図」のとおり。

(注記事項)

情報システムのヘルプデスクに関する利用満足度調査

この調査は、情報処理システム運用管理業務のヘルプデスクサポートについて、確保されるべきサービスの質を検討するため、ヘルプデスク利用者を対象に利用満足度を調査するものです。

つきましては、次の4つの質問に対して、それぞれ「満足」から「不満」までのいずれかに該当する□にシ印を記入してください。

1 お問い合わせから回答までに要した時間について、満足されましたか？

- 満足
- ほぼ満足
- 普通
- やや不満
- 不満

2 回答又は手順に対する説明の分かりやすさについて、満足されましたか？

- 満足
- ほぼ満足
- 普通
- やや不満
- 不満

3 回答又は手順に対する結果の正確性について、満足されましたか？

- 満足
- ほぼ満足
- 普通
- やや不満
- 不満

4 担当者の対応(言葉遣い、親切さ、丁寧さ等)について、満足されましたか？

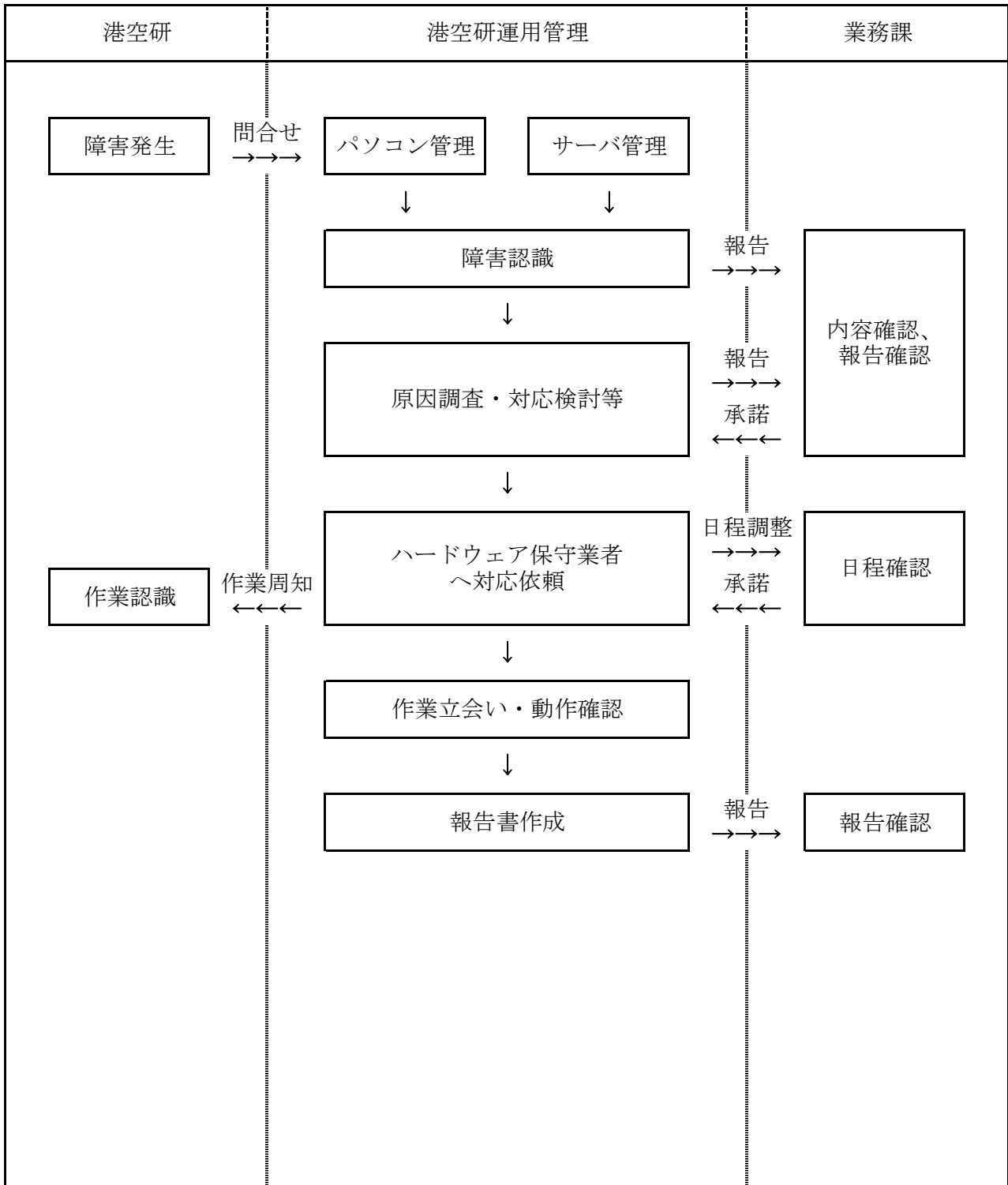
- 満足
- ほぼ満足
- 普通
- やや不満
- 不満

利用月日：平成 年 月 日

業務フロー図

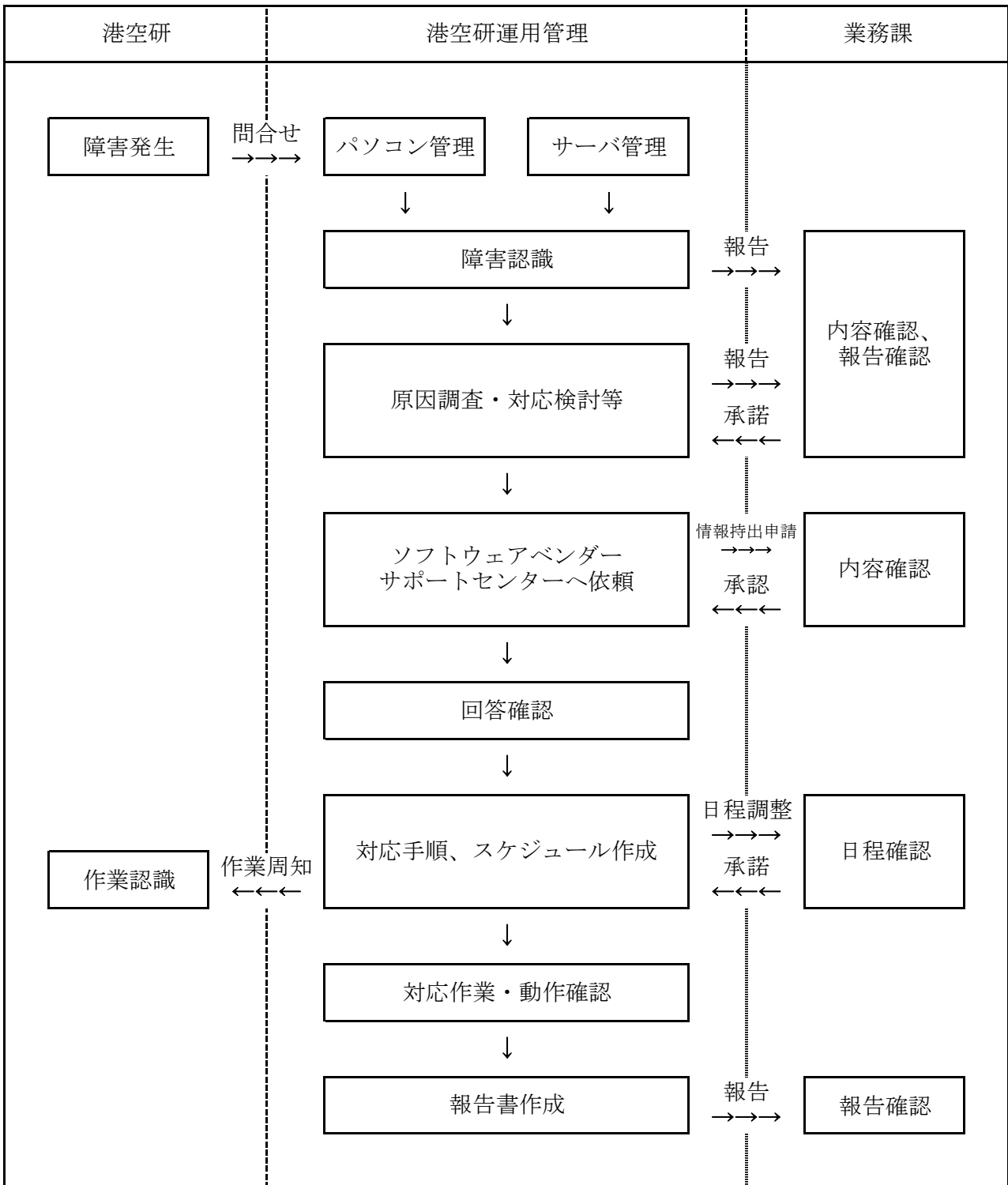
1. ハードウェア管理

(情報処理システムの運用管理、サーバの監視・管理、機器更新に伴う調整及び支援)



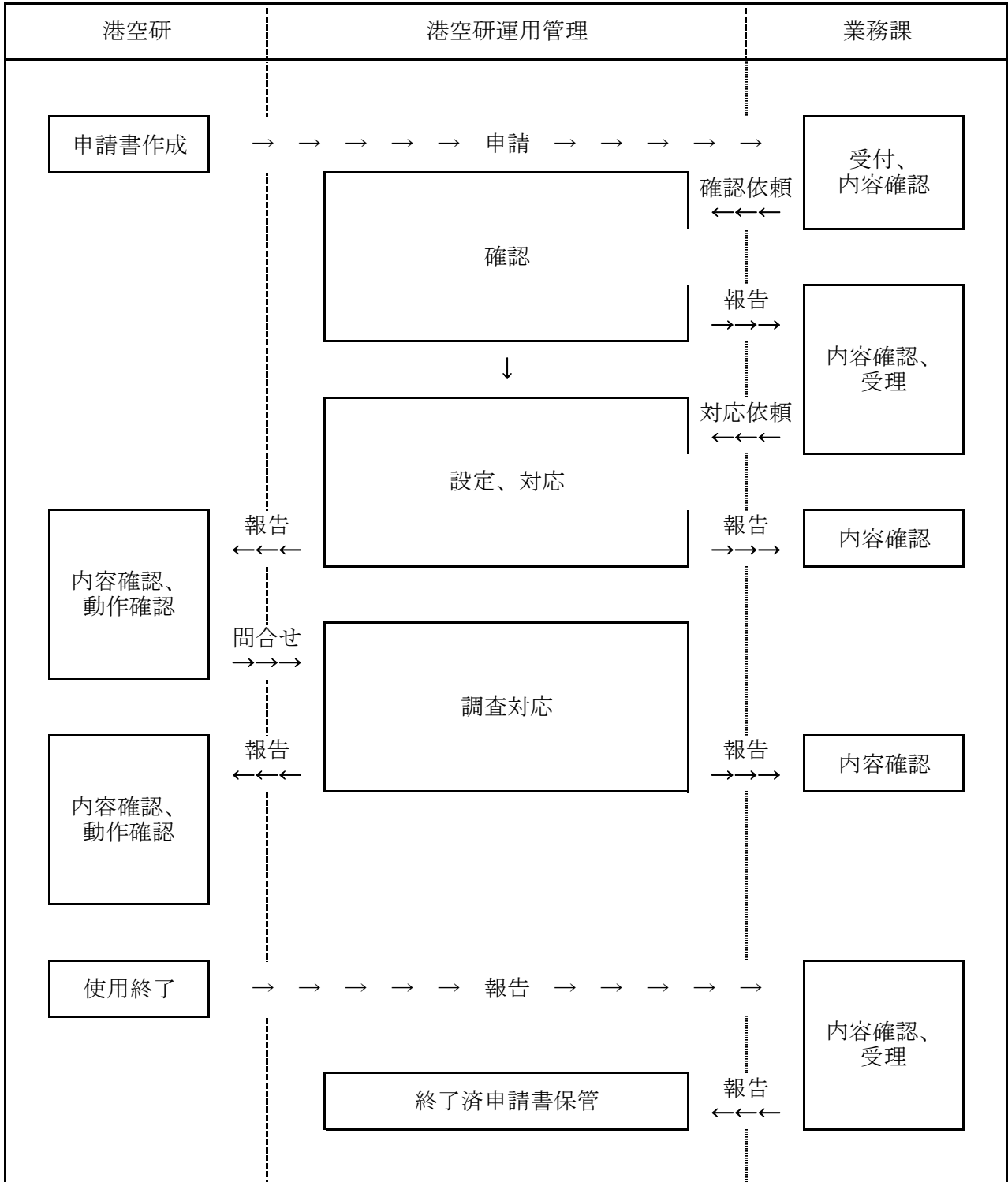
2. ソフトウェア管理

(情報処理システムの運用管理、サーバの監視・管理、共有資源の監視・管理、リモート管理、問い合わせ対応、ホームページの監視及び更新)

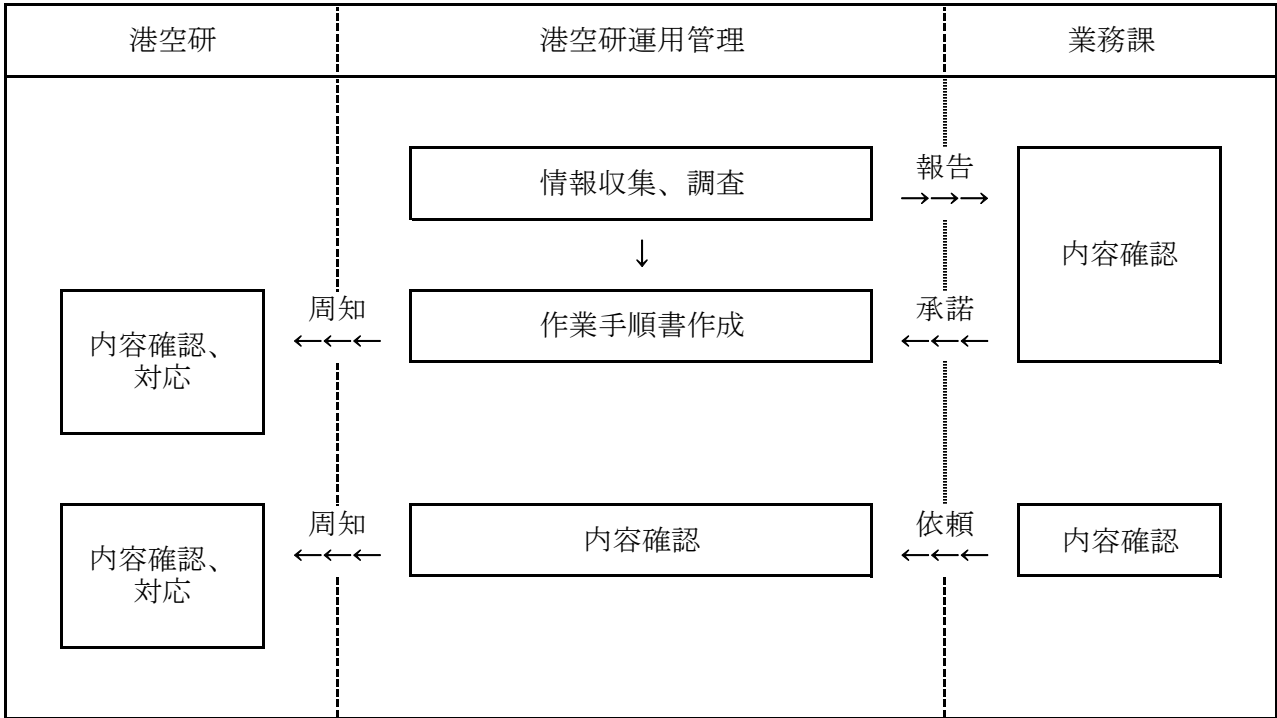


3. ネットワーク管理

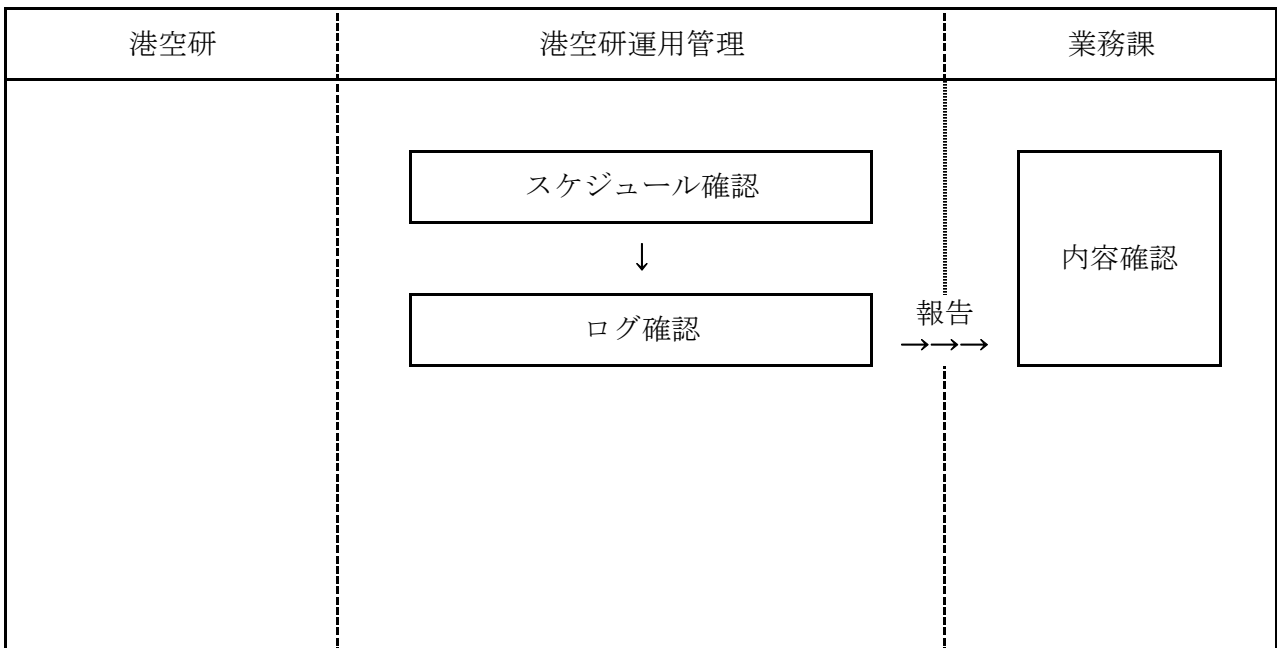
(ネットワーク運用管理、関係機関との連携業務に関する運用支援)



4. セキュリティ管理（ウイルス等の対策、更新プログラムの適用）

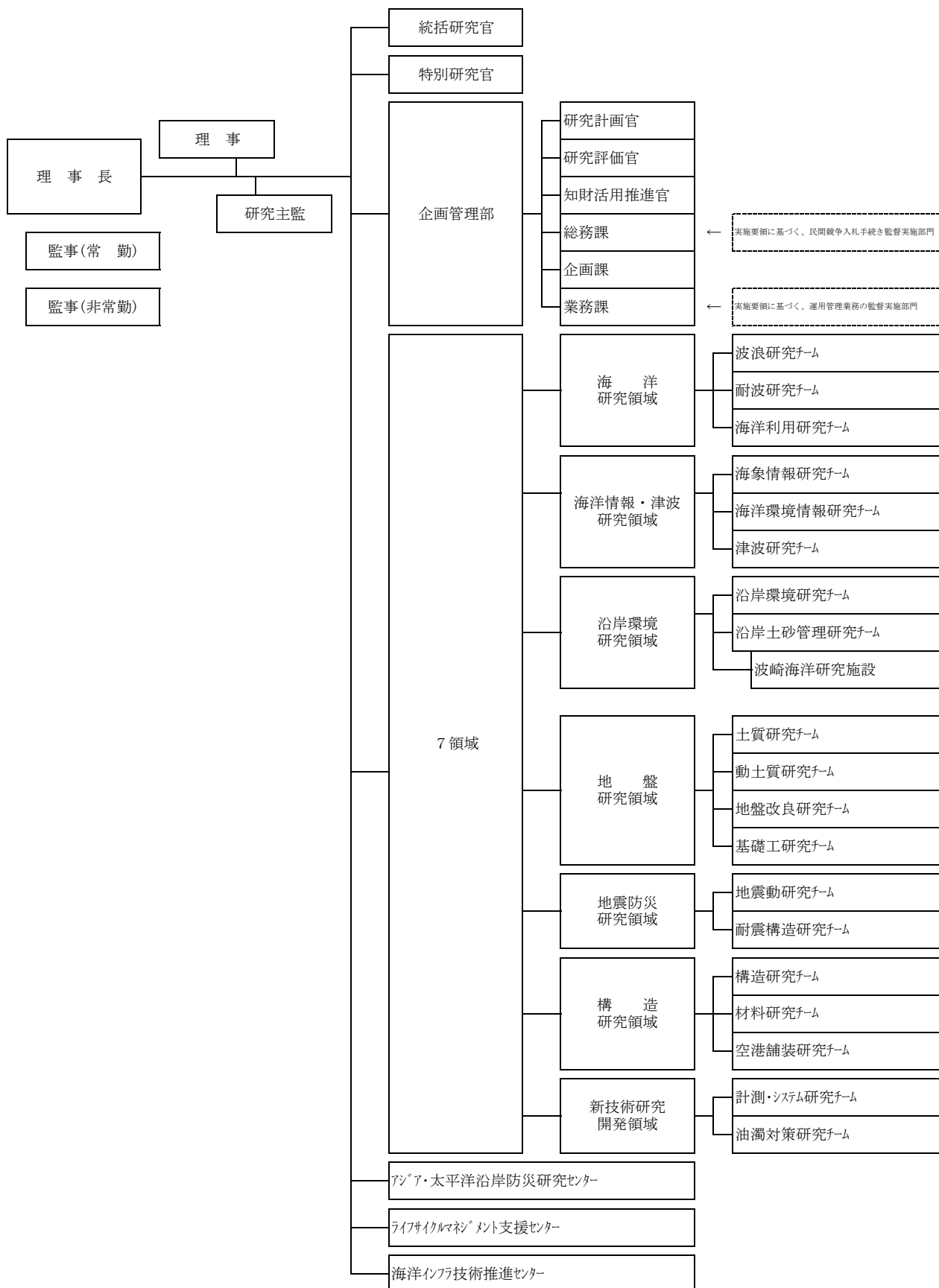


5. データのバックアップ



組織図

国立研究開発法人港湾空港技術研究所組織図（平成27年4月1日現在）



情報処理システム運用管理業務に係る調達仕様書(案)

平成 2 7 年 月

国立研究開発法人港湾空港技術研究所

目 次

1. 業務概要	…	1
2. 作業場所	…	1
3. 契約期間	…	1
4. 情報処理システムの概要	…	1
5. 業務仕様	…	1
6. 業務従事者の資格等	…	4
7. 検査	…	5
8. その他	…	5
別紙1 国立研究開発法人港湾空港技術研究所情報処理システム構成図	…	7
別紙2 運用管理対象機器一覧	…	8
別紙3 運用管理業務内容	…	9
別紙4 業務報告書	…	12
別紙5 機密保持に関する誓約書	…	13

1. 業務概要

本業務は、国立研究開発法人港湾空港技術研究所（以下「当研究所」という。）の職員等が情報処理システムを円滑に利用するため、当研究所及び関係各所に設置されているサーバ、端末装置及びネットワーク機器の運用管理業務を行うものである。

2. 作業場所

神奈川県横須賀市長瀬 3 丁目 1 番 1 号
国立研究開発法人 港湾空港技術研究所

3. 契約期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

4. 情報処理システムの概要

(1) 情報処理システムの概要

情報処理システムは、構内 LAN と各業務システムにより構成され、外部との通信は、公共回線サービスを利用している。

構内 LAN は、サーバ/クライアント方式を採用しており、サーバの OS は ██████████ ██████████ を使用している。また、クライアント OS は、 ██████████ ██████████ する環境となっており、ネットワークに接続しているクライアント数は約 400 台となっている。

各業務システムは、研究部門関連のシステムのほか、管理部門が運用する内部管理システムがある。

港空研情報処理システムの構成については、別紙 1 を参照のこと。

(2) 構内 LAN 環境

当研究所構内は、 ██████████ ██████████ LAN を構築している。

波崎海洋研究施設とは、 ██████████ により接続している。

(3) グループウェア

当研究所では、現在グループウェアとして Lotus Notes/Domino を使用している。運用に当たっては、レプリカサーバを設置し冗長性を確保している。

なお、グループウェアは変更する計画がある。

(4) ウィルス等の対策

ウィルス対策は、ウィルス対策ソフトウェアにて、情報漏洩対策は、スパイウェア対策ソフトウェアにて対策を行っている。

迷惑メール対策として、スパムメール対策装置を設置している。

5. 業務仕様

5-1 運用管理業務

(1) 情報処理システムの運用管理

当研究所の情報処理システム（ネットワーク機器、サーバ及び端末装置）の運用管理を行うとともに、バックアップ媒体、ケーブル等、情報処理システムの運用に関する備品管理を行うものとする。また、情報処理システムに障害が発生した場合は、監督職員に速やかに報告し、適切な対策を講じるものとする。

本業務の対象機器及びOSは、下記のとおりとする。なお詳細は、別紙2「管理対象機器一覧」を参照のこととするが、記載の機器数量及びOS等については、契約期間中に機器の変更が発生する事もある。

- ①ネットワーク機器
- ②サーバ
- ③端末装置
- ④ソフトウェア
 - イ) サーバ及び端末のOS
 - ロ) Microsoft Office、一太郎、Lotus Notes
 - ハ) ウイルス対策、バックアップ及びUPS制御ソフト

(2) サーバの監視・管理

OS内に付属する管理ツール、または既定のツールを使用し、下記に示す項目について監視を行うものとする。また、不正アクセス、障害等の発生及び発生が予測される場合は、監督職員に速やかに報告し、適切な対策を講じるものとする。

- ①資源監視 (CPU、メモリ、HDD等)
 - ・リソース高負荷警告表示の問題分析及び対策
- ②システムログの監視
 - ・各OSのシステムログ (Windows/RedHat Enterprise Linux)
 - ・ウイルス対策ソフトウェア
 - ・サーバ監視ソフトウェア
 - ・スパムメール対策装置
 - ・プロキシサーバのアクセス履歴
 - ・SSLVPN アクセス履歴
 - ・WEB フィルタリングソフトウェア
 - ・バックアップソフトウェア
- ③データ管理
 - ・Notes ユーザ管理 (登録・更新・削除)
 - ・Notes データベース管理 (設定変更、技術支援)
 - ・UNIX メールアカウント管理 (登録・更新・削除)
 - ・メールアドレス検索システム用データ更新
 - ・強震観測システム管理 (サービス再起動、技術支援)
 - ・インターネット用ファイアウォール及びスパムメール対策装置管理 (ポリシー等)

(3) ネットワーク運用管理

ネットワーク接続機器の死活監視及びトラフィック監視を行うものとする。また、不正アクセス、障害等の発生及び発生が予測される場合は、監督職員に速やかに報告し、適切な対策を講じるものとする。運用管理する機器等は、当研究所が設置した機器までとし、通信会社等が設置した機器等は含まない。

なお、ネットワークの構成は、以下のとおりである。

- ①ネットワーク回線
 - ・港空研 LAN (幹線) : ██
 - ・港空研 LAN (支線) : ██
 - ・港空研～波崎海洋研究施設間回線 : ██
 - ・インターネット接続回線 : ██
- ②通信プロトコル : ██

(4) 共有資源の監視・管理

ファイルサーバ等の共有資源の利用状況を監視するものとする。また監督職員よりユーザ変更の指示を受けた場合は、これにかかる共有資源の変更を速やかに行うものとする。

(5) ウィルス等の対策

ウィルス対策の最新情報を入手し、関係者への通知を行うものとする。また、最新パターンファイルの適用状況、ウィルス感染状況等を常時監視するとともに、スパムメール、スパイウェア等不正プログラムの侵入を防ぐため、適切な対策を講じるものとする。

(6) 更新プログラムの適用

OS、アプリケーション等のセキュリティホールが発覚に伴う更新プログラム（Windows セキュリティパッチ等）が公開された場合は、監督職員へ報告し適用するものとする。

ただし、同プログラムを適用することにより既存の情報処理システムに悪影響を及ぼすことが予測される場合は、適用の可否について協議を行うものとする。また、ソフトウェアベンダーへのサポート費用が発生する場合は別途協議する。

(7) データのバックアップ

サーバ障害時のデータ消失を回避するため、定期的にバックアップ（バックアップ装置のないものは除く。）を行うものとする。

(8) リモート管理

管理対象機器は、必要に応じて既定のツールにより、リモートで管理することとする。リモート管理に必要な機器、ソフトウェアの設定を行い、セキュリティ上の問題が発生しないようにするものとする。

(9) ホームページの監視及び更新

インターネット公開ホームページに対する不正アクセス、ファイルの書き換え等の監視を行うものとする。また、当研究所職員からの依頼によりホームページの更新及び修正後の動作確認を行うものとする。

(10) 機器更新に伴う調整及び支援

端末装置等の機器の更新が発生した場合、対象機器の構成データ（IP アドレス、機種名、所属等）の修正を行い、機器導入業者と連携し更新作業が円滑に進むよう各種調整及び支援を行うものとする。

(11) 関係機関との連携業務に関する運用支援

次に示す関係機関とのネットワーク接続を維持し、当該機関との連携業務が支障なく稼働するよう運用支援を行うものとする。また、関係機関との連携業務に係る運用について障害等が発生した場合は、監督職員に速やかに報告し、適切な対策を講じるものとする。

なお、関係機関へ出向いての作業はないものとする。

①国土交通省 国土技術政策総合研究所 横須賀庁舎

（神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号）

連携業務： XXXXXXXXXX

②波崎海洋研究施設

(茨城県神栖市須田浜地先)

連携業務：[REDACTED]により研究所内端末装置と同等の業務環境を提供

(12) 問い合わせ対応 (ヘルプデスク)

当研究所職員からのアプリケーションソフト、サーバ運用等に関する問い合わせに対応するものとする。また、設定支援や必要に応じ手順書の作成及び周知を行う。

一般的に使用されないアプリケーションソフトについて、ソフトウェアベンダーへの問い合わせに費用が発生する場合は別途協議する。

5-2 対応時間

運用管理業務の対応時間は、以下の通りとする。

- (1) 対応時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土、日、祝祭日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く)
- (2) 超過勤務時間：平均時間は 20 時間/人月を標準とする。

5-3 打合せ

受注者は次の事項について監督職員と適宜打合せを行い、その結果を相互に確認するものとする。

- (1) 業務の計画
- (2) 業務履行状況の確認
- (3) その他業務の実施上必要となる事項

5-4 作業報告

受注者は、本業務の作業報告として、次の項目について監督職員に提出するものとする。
なお、報告様式は、別紙 4 を参照のこと。

- (1) 作業報告書
- (2) 月次報告資料 (作業報告書、定常業務の作業実施結果、問い合わせ一覧)
- (3) 打合せ記録
- (4) その他業務報告 (障害対応、更新プログラム対応、その他)

6. 業務従事者の資格等

6-1 運用技術者 (常駐)

受注者は、運用管理を行うため運用技術者を 1 名以上配置し、常時対応するものとする。

(1) 運用技術者の資格

運用技術者は、次に掲げるいずれかの資格、または同等以上の資格を 1 つ以上保有し、運用技術者として 5 年以上の WAN・LAN の提案、展開・保守の実務経験、実績があること。

①情報処理技術者試験：独立行政法人情報処理推進機構が実施する国家試験

- イ) 基本情報技術者
- ロ) 第二種情報処理技術者 (旧試験制度)
- ハ) 初級システムアドミニストレータ (旧試験制度)

(2) 運用技術者の届け出及び変更

受注者は、庁舎管理、機密情報取扱者の特定等の理由から運用技術者の氏名及び住所等、必要事項を書面に記載し、事前に監督職員に届け出るものとする。

また、止むを得ず運用技術者を変更する場合は、業務の遂行に支障が生じないよう配慮するものとする。

(3) 運用技術者の明示

運用技術者は、構内業務に従事する際は、名札を見やすい位置に着用すること。

6-2 管理技術者

受注者は、本業務の遂行に先立ち、本業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、発注者に届け出るものとする。

(1) 管理技術者の資格

管理技術者は、IT サービスにおける運用業務の標準資格（ITILFoundation）または同等以上の資格を保有し、さらに次に掲げるいずれかの資格、または同等以上の資格を1つ以上保有するものとする。また、管理技術者は本業務全般を把握したうえで運用技術者を指揮監督するのに必要な能力と経験及びスキルを有し、発注者に対して運用に関する技術的提案を行える者とする。

①情報処理技術者試験：独立行政法人情報処理推進機構が実施する国家試験

イ) 共通キャリア・スキルフレームワークのレベル3、4に対応する資格（経済産業省）

ロ) 旧試験制度の資格

システムアナリスト

システム監査技術者

②その他の資格

イ) 技術士（情報工学部門）

ロ) 中小企業診断士（情報処理）

ハ) PMP（Project Management Professional）

ニ) IT コーディネータ

7. 検査

本仕様書に基づき、受注者立ち会いのもとに検査職員が検査を行い、検査合格をもって検収とする。

8. その他

(1) 受注者は、本業務の遂行にあたり、業務の目的及び意図を十分に理解したうえで仕様内容を満足するよう努めるものとする。また、必要によりマニュアル等を整備し、円滑な業務遂行に努めるものとする。

(2) 受注者は、本業務で知り得た全ての情報を、業務遂行のために知る必要のある自社社員及び発注者以外に開示、漏洩してはならない。なお、機密保持事項については、履行期間はもとより、履行期間終了後においても有効に存続するものとし、自社社員に機密保持を遵守させるものとする。

また受注者は、契約後速やかに別紙5「機密保持に関する誓約書」を当研究所に提出するものとし、機密保持に関して業務従事者に対する全ての責務を負うものとする。

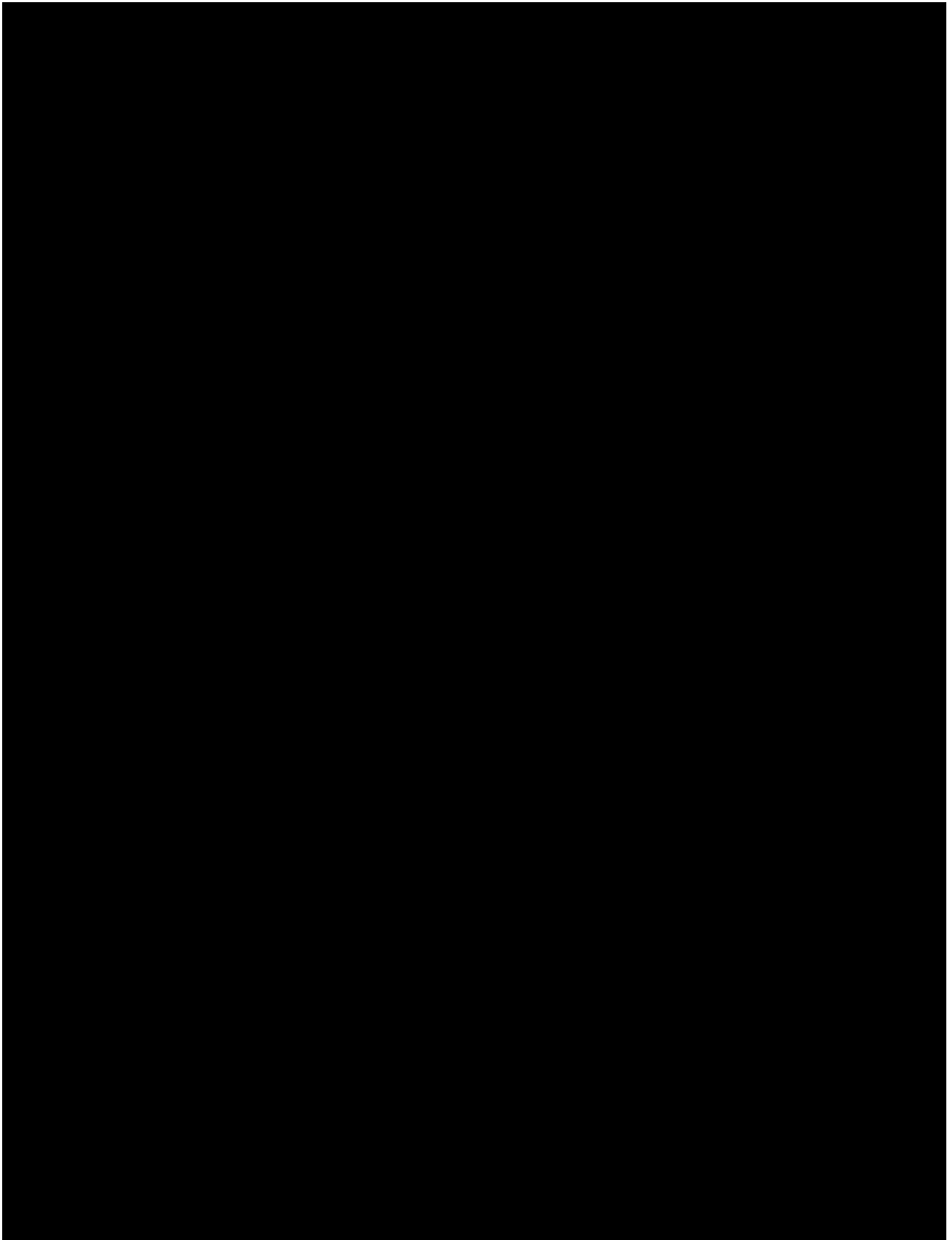
(3) 受注者は、自社セキュリティポリシーの遵守はもとより、発注者が保有する情報セキュリティポリシーを遵守しなくてはならない。また、発注者が保有する情報セキュリティポリシーに付随する規定等については、その内容を秘密にしなくてはならない。

(4) 受注者または運用技術者に次の事項に該当する行為があった場合は、契約の解除ができるものとする。

- ①不正行為（監督職員の了解なしに故意にデータ・プログラム等を改変、複製、減失、き損、漏洩する等）があったとき。
 - ②正当な理由がなく作業が著しく遅延し、または作業に着手しないとき。
 - ③作業状況が著しく誠意を欠くと認められたとき。
- (5) 本仕様書に明記なき事項及び疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、その指示に従うこと。

以上

国立研究開発法人 港湾空港技術研究所 情報処理システム構成図



運用管理対象機器一覧

管理対象機器等名	数量	備考

運用管理業務内容

1 情報処理システムの運用管理

項 目	業 務 内 容	作 業 実 施 時 期
管理対象機器	管理対象機器の運用・管理を行う	随時
備品管理	バックアップ媒体、ケーブル等情報処理システム運用に関する備品の管理を行う。	随時
障害対応	端末に障害が発生した場合、速やかに状況確認を行い、監督職員に報告する。なお、障害が簡易な場合は復旧を行う。	随時

2. サーバの監視・管理

項 目	業 務 内 容	作 業 実 施 時 期
資源監視	CPU負荷 パフォーマンスモニタにより監視する。 90%を越える場合は、原因となるプロセスの停止を試み、不可能であった場合は監督職員へ報告し、再起動を行う。	随時
	メモリ使用率 パフォーマンスモニタにより使用量を監視する。 全容量の90%を越える場合は、原因となるプロセスの停止を試み、不可能であった場合は監督職員へ報告し、再起動を行う。	随時
	HDD容量 空き容量を監視する。 空き容量がドライブ全容量の10%を下回った場合は、監督職員へ報告し、不要なファイルの整理を行う。	随時
システムログの監視	イベントビューア等により監視を行う。 エラー及び警告が出た場合、その内容を調査し措置を講ずる。 ①各OSのシステムログ(Windows/RedHat Enterprise Linux) ②ウイルス対策ソフト ③サーバ監視ソフト ④スパムメール対策装置 ⑤Proxyサーバのアクセス履歴 ⑥WEBフィルタリングソフト ⑦バックアップソフト	随時
データ管理	Notesユーザ、unixメールアカウント等の管理(登録・更新・削除)を行う。 さらに毎月1回、Notesメールボックスの容量を調査し、規定値を超えるユーザーには、データ整理を促す。	随時
	メールアドレス検索システム用データ更新を行う。	随時
	強震観測システムに必要なサービスの再起動や技術支援を行う。	随時
	インターネット用ファイアウォール及びスパムメール対策装置のポリシー等の管理を行う。	随時

3. ネットワーク運用管理

項 目	業 務 内 容	作 業 実 施 時 期
ネットワークの監視	ネットワーク接続機器の死活監視及びトラフィック監視を行う。監視対象とするネットワーク構成は以下のとおり。 ①港空研LAN(幹線) ②港空研LAN(支線) ③港空研～波崎海洋観測センター間回線 ④インターネット接続回線	随時
ネットワーク機器の管理	ネットワーク関連機器に関わる基本情報を管理する。	随時
ネットワーク機器の障害	通信装置、HUB、ルータ、LANケーブル及び回線などに障害があった場合、速やかに状況確認を行い、監督職員に報告すると共に、障害が簡易な場合は復旧を行う。	随時

4. 共有資源の監視・管理

項 目	業 務 内 容	作 業 実 施 時 期
共有資源の監視・管理	ファイルサーバ等の共有資源の利用状況を監視する。また、異動等に伴うユーザー変更が生じた場合は、共有資源の変更対応を行う。	随時
アカウント登録とアクセス権設定	異動等によるドメインへのユーザーアカウントの登録を行うと共に、ファイルサーバの共有フォルダ、Notesのデータベースに関するアクセス権設定も合わせて行う。	随時
ユーザー変更に伴うPCの設定変更	異動等によるユーザー情報の変更があった場合に、PCの設定変更を行う。	随時

5. ウィルス等の対策

項 目	業 務 内 容	作 業 実 施 時 期
不正プログラムの監視	ウィルス対策ソフト等により、ウィルス、スパムメール、スパイウェア等の不正ソフトの侵入を監視する。	随時
クライアントの監視	最新パターンファイルの適用状況及びウィルス感染状況を常時監視する。さらにパターンファイル更新状況を毎月1回集計し、監督職員に報告する。	随時、報告は毎月

6. 更新プログラムの適用

項 目	業 務 内 容	作 業 実 施 時 期
更新プログラムの適用	セキュリティに関する情報を収集し、危険度の高い更新プログラムがリリースされた場合は、業務状況を考慮し、速やかに適用を行う。ただし、同プログラムを適用することにより既存の情報処理システムに影響を及ぼすことが予測される場合は、適用可否を協議する。	随時
ソフトバージョンアップ	常にソフトメーカーの情報を収集し、アプリケーションソフトのバージョンアップで緊急度が高い場合は、掲示板に掲示し、速やかに関係者へ周知及び更新を促す。	随時
OSの更新プログラムの適用	マイクロソフトの情報を収集し、危険度の高い更新プログラムがリリースされた場合は、速やかに関係者へ周知し、更新を促す。	随時

7. データのバックアップ

項 目	業 務 内 容	作 業 実 施 時 期
-----	---------	-------------

データのバックアップ	各サーバのデータ領域のバックアップを付属のテープ装置により行う。	随時
------------	----------------------------------	----

8. リモート管理

項 目	業 務 内 容	作 業 実 施 時 期
リモート管理	管理対象機器は、規定のツールによりリモート管理を行う。 リモート管理に必要な機器、ソフトウェアは、セキュリティ上の問題が発生しないよう設定されているものとする。	随時

9. ホームページの監視及び更新

項 目	業 務 内 容	作 業 実 施 時 期
インターネット公開ホームページの管理	不正アクセス、ファイルの書き換え等の監視を行う。また依頼に応じてホームページの更新及び修正後の確認を行う。	随時

10. 機器更新に伴う調整及び支援

項 目	業 務 内 容	作 業 実 施 時 期
機器更新に伴う調整及び支援	端末等の機器更新の場合は、対象機器の構成データの修正を行い、機器導入業者と連携し、更新作業が円滑に進むよう、各種調整及び支援を行う。	随時

11. 関係機関との連携業務に関する運用支援

項 目	業 務 内 容	作 業 実 施 時 期
関係機関との連携業務に関する運用支援	次の関係機関とのネットワーク接続を維持し、当該機関との連携業務が支障なく稼働するよう運用支援を行う。また、当該機関に設置されている研究所サーバー群の運用に関する作業は、同機関の運用管理部門及び担当者と適宜調整し、当該機関の運用に支障を来さないよう注意する。 ①国土交通省国土技術政策総合研究所横須賀庁舎 ②波崎海洋観測センター	随時

12. 問い合わせ対応

項 目	業 務 内 容	作 業 実 施 時 期
問い合わせ対応	ユーザーからのアプリケーションソフト、サーバー運用等に関する問い合わせに対応する。	随時
ユーザー操作補助	OS及びアプリケーションソフトの操作方法、機能に関する問い合わせや設定作業、手順書作成の依頼があった場合に対応する。	随時
設定作業	異動などにより端末のユーザー変更が生じた場合に、以下の設定を行う。 ① Notesのメールの送受信、掲示板閲覧、スケジュール利用 ②ネットワーク設定(コンピューター名変更、ユーザー認証に関する設定) ③トレンドマイクロウィルスバスターインストール ④その他(プリンタ設定、アプリケーション初期設定)	随時

業務報告書

情報処理システム運用管理業務 作業報告書

平成 年 月

日	業務時間	作業内容	出勤日数	残業時間	備考
	開始				
	終了				
	開始				
	終了				
	開始				
	終了				
	開始				
	終了				
	開始				
	終了				

定常業務の作業報告

平成 年 月

業務内容		件数	備考
大分類	中分類		

問い合わせ一覧

平成 年 月

受付日	依頼内容	記事
1		
2		
3		
4		
5		

機密保持に関する誓約書

国立研究開発法人港湾空港技術研究所理事長殿

会社名 印
責任者 印

情報処理システム運用管理業務を行うに当たり、下記の事項について機密保持することを誓約いたします。

記

1 機密情報

本契約における機密情報とは、本業務の遂行に当たり、国立研究開発法人港湾空港技術研究所（以下「貴研究所」という。）から開示される貴研究所の業務上または技術上の情報のうち、次に示すものに該当する情報、並びに貴研究所との本業務の委託関係及び本契約内容をいう。

- (1) 貴研究所が機密である旨を表明・表示した業務資料、技術資料、その他の業務関係資料で、書類、図面、電子情報等の媒体により開示される情報。
- (2) 貴研究所より口頭で開示された情報で、貴研究所から口頭で機密である旨通知があったもの。（口頭の通知後、貴研究所から書面にて、特段機密である旨の通知がなされない場合であっても、かかる情報は機密情報から除外されないものとする。）
- (3) その他、本業務以外では、一般には知り得ない貴研究所の情報。

2 機密情報の除外

次に示すものに該当する情報については、機密情報として取り扱わないものとする。

- (1) 貴研究所から開示する際に、既に公知であった情報または既に当社が正当に保有していた情報。
- (2) 貴研究所から開示後、当社の責によらず公知となった情報。
- (3) 当社が、正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報。
- (4) 当社が、機密情報を参照することなく独自に開発した情報。
- (5) 貴研究所と当社との別途契約により、本契約の範囲外と指定された情報。

3 機密保持

- (1) 本契約の有効期間中、貴研究所の事前の書面による承諾を得ることなく、機密情報に関し、以下の行為を行わないものとする。

ア 第三者（記4に該当する者を除く。）への開示または漏洩。

イ 改変、複写または複製。

ウ 本業務以外のための流用。

(2) (1)の機密保持義務を守るために、善良なる管理者の注意をもって機密情報を管理するとともに、機密情報の漏洩、紛失、改変、複写、複製または流用等を防止するために機密情報の管理責任者を定める。また、前記1(1)に該当する媒体により、開示された機密情報については、施錠のできる保管庫等に保管し管理する。

(3) 法令または政府機関若しくは裁判所の命令等により機密情報の開示を義務付けられた場合は、直ちに貴研究所に対してその旨を通知することとし、当該要求の対象の範囲に限り機密情報を開示する。

4 開示者の限定

(1) 本業務に従事する当社の役職員(前記3(2)の管理責任者を含む。)及び事前に貴研究所の文書による承諾を得た当社の協力会社(協力会社の外注先も含むものとし、以下同様とする。)の役職員で、本業務に従事する者に対してのみ合理的な範囲内で機密情報の開示を行う。

(2) 当該協力会社に対して、当社が負う義務と同一の機密保持義務を負わせる。

5 管理体制の報告

(1) 貴研究所の機密情報を開示した当社並びに協力会社の役職員(以下「開示者」という。)の氏名について、貴研究所の要求があった場合には、貴研究所に対して報告を行う。この場合、当該報告として当社の作業員リスト等で代替できるものとするが、機密情報のうち特に貴研究所が指定した機密情報(以下「特定機密情報」という。)に関しては、当該情報を入手した開示者を個別に報告するものとする。

(2) 機密情報の管理状況について、貴研究所は随時監視員を派遣して監査を行うことができるものとする。

6 機密情報の返還

本業務が終了した場合、本業務が中止された場合、または貴研究所から要求があった場合には、機密情報、その改変物並びに複製物の全てを直ちに貴研究所に対して返還し、または確実に焼却するものとする。

7 救済措置

機密情報について、前記3に違反する事態が生じた場合、または生じる恐れが発生した場合には、貴研究所に直ちにその旨を報告するものとし、それが当社の役職員、協力会社または協力会社の役職員が義務を履行しなかった結果生じた場合には、その拡散を防止するために適切な処置を講ずるものとする。また、貴研究所から要請があった場合には、貴研究所が要請する必要な防止処置の実施について、貴研究所に協力する。

提出年月日 平成 年 月 日
担当者所属
担当者氏名 印
連絡先

履行証明書項目一覧

会社名

所在地

担当者

電 話

F A X

履行証明書項目

履行証明書記載事項

評価項目	要求要件	資料番号	評価基準	回答	No.	
1	「4. 情報処理システムの概要」の理解について明確に示すこと					
	(1)	当研究所のシステム概要について、理解していることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	1
2	「5-1 運用管理業務」を満たすことを根拠を示して、具体的かつ簡明に記載すること					
	(1)	運用管理業務（評価項目9以降参照。）			—	
3	「5-2 対応時間」を満たすことを根拠を示して、具体的かつ簡明に記載すること					
	(1)	運用管理業務の対応時間は、原則として、土、日、祝祭日、年末年始を除き、午前8時30分から午後5時15分とするものの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	2
4	「5-3 打合せ」を満たすことを根拠を示して、具体的かつ簡明に記載すること					
	(1)	業務の計画について打合せを行うことの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	3
	(2)	業務の履行に伴い、定例的打合せを行うことの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	4
	(3)	業務履行上必要となる打合せ実施の記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	5
5	「5-4 作業報告」を満たすことを根拠を示して、具体的かつ簡明に記載すること					
	(1)	作業内容の報告を毎月とりまとめ提出することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	6
	(2)	問い合わせ内容の報告を毎月とりまとめ提出することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	7
	(3)	その他必要な報告を提出することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	8

6	「6. 業務従事者の資格等」を満たすことを根拠を示して、具体的かつ簡明に記載すること				
	(1) 運用技術者				
	ア	運用技術者の配置及び人数について記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 9
	イ	運用技術者に必要な資格を満たすことの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 10
	ウ	運用技術者の届出についての記載、及び変更が生じた場合の届出の必要についての記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 11
	エ	運用技術者が従事する際の名札の着用についての記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 12
	(2) 管理技術者				
	ア	管理技術者の配置及び業務遂行上の位置づけについての記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 13
	イ	管理技術者に必要な資格を満たすことの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 14
	ウ	管理技術者の届出についての記載、及び変更が生じた場合の届出の必要についての記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 15
7	「7. 検査」を満たすことを根拠等を示して、具体的かつ簡明に記載すること。				
	(1)	契約履行に関して、当研究所の検査を受けることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 16
	「8. その他」を満たすことを、根拠等を示して具体的かつ簡明に記載すること。				
	(1) 業務履行に関して				
	ア	本業務履行に当たっては、業務の目的等を理解した上で遂行することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 17
	イ	本業務履行に当たって、必要によりマニュアル等を整備することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 18

8	(2) 機密保持の遵守				
	ア	業務履行に際し知り得た情報を、第三者に漏洩しないことの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 19
	イ	履行期間終了後も機密保持を遵守することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 20
	(3) セキュリティポリシーの遵守				
	ア	受注者及び発注者の持つセキュリティポリシーを遵守することの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 21
	イ	発注者のセキュリティポリシー内容を、第三者に漏洩しないことの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 22
	(4)	受注者の不正行為等があった場合に契約解除を受けることの記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 23
	(5)	仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合の協議について記載		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 24
	情報処理システムの運用管理				
	9	(1) 管理対象機器の運用			
ア		管理対象機器の作動確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 25
(2) 管理対象ソフトウェア					
ア		サーバ及び端末OSの作動確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 26
イ		標準アプリケーションソフトの作動確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 27
ウ		ウィルス対策ソフトの作動確認		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 28

10	(3) 障害対応			左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	29
	ア 障害の分析と報告			左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	30
	イ 障害復旧措置			左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	31
	サーバの監視・管理					
	(1) 資源監視					
	ア CPU負荷、メモリ使用率、HDD容量の監視			左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	32
	イ 異常時の対応と報告			左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	33
	(2) システムログの監視					
	ア システムログの監視			左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	34
	イ エラー発生時に内容を調査し対処する			左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	35
(3) データ管理						
ア グループウェア、メールアカウントの管理			左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	36	
イ メールボックス容量の管理			左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	37	
ウ メールアドレス管理及びデータの更新			左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	38	
エ ファイアウォール及びスパムメール対策装置のポリシー管理			左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	39	

11	ネットワーク運用管理				
	(1)	ネットワーク機器の監視			
	ア	構内ネットワーク接続機器の死活監視及びトラフィック監視		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 39
	イ	波崎間ネットワーク接続機器の死活監視及びトラフィック監視		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 40
	ウ	インターネット接続回線の死活監視及びトラフィック監視		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 41
	(2)	ネットワーク接続機器の基本情報の管理		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 42
(3)	ネットワーク機器の障害対応と報告		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 43	
12	共有資源の監視・管理				
	(1)	共有資源の監視		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 44
	(2)	ユーザー変更時のアカウント登録及びアクセス権の設定		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 45
	(3)	ユーザー変更時のPC設定変更		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 46
	ウィルス等の対策				
	(1)	不正プログラム監視			
	ア	不正ソフトウェアの侵入を監視		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 47
イ	不正ソフトウェア発見時の対応と報告		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當 48	

13	(2) クライアントの監視					
	ア	パターンファイルの適用状況及びウイルス感染状況を監視		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	49
	イ	ウイルス感染時の対応と報告		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	50
	ウ	パターンファイル適用状況の報告		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	51
	(3) セキュリティパッチの適用					
	ア	セキュリティに関する情報の収集		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	52
	イ	セキュリティパッチの適用		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	53
	(4) ソフトウェアのバージョンアップ					
	ア	ソフトウェアバージョンアップ情報の収集		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	54
	イ	ソフトウェアのバージョンアップ		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	55
	(5) OSのパッチ適用					
	ア	OS修正パッチ情報の収集		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	56
	イ	OS修正パッチの適用		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	57
14	データのバックアップ					
	(1)	各サーバデータのバックアップ		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	58

15	リモート管理				
	(1)	管理対象機器についてリモート管理を行う		左記要求要件が実施できること又は同等であること	59
16	ホームページの監視及び更新				
	(1)	ホームページの監視			
	ア	当研究所ホームページへの不正アクセス、書き換え等の監視		左記要求要件が実施できること又は同等であること	60
	イ	当研究所ホームページへの不正アクセス、書き換え等があった場合に対応及び報告		左記要求要件が実施できること又は同等であること	61
(2)	ホームページの更新依頼があった場合に更新を行う		左記要求要件が実施できること又は同等であること	62	
17	機器更新に伴う調整及び支援				
	(1)	機器追加又は更新がある場合に、各種調整等の支援を行う		左記要求要件が実施できること又は同等であること	63
18	関係機関との連携業務に関する運用支援				
	(1)	関係機関との連携業務に関する運用支援			
	ア	国総研横須賀庁舎及び波崎海洋研究施設とのネットワークが支障なく稼働するよう監視する		左記要求要件が実施できること又は同等であること	64
イ	国総研横須賀庁舎のネットワーク担当者と双方に支障がでないよう適宜調整する		左記要求要件が実施できること又は同等であること	65	

19	問い合わせ対応等					
	(1)	ユーザーからの問い合わせに対応		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	66
	(2)	ユーザー操作補助				
	ア	アプリケーションソフト等の機能、操作に関する設定依頼に対応		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	67
	イ	アプリケーションソフト等の機能、操作に関する手順書等作成依頼に対応		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	68
	(3)	設定作業				
	ア	異動等によりユーザーに変更が生じた場合に、グループウェアの設定を行う		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	69
	イ	ユーザーからの依頼によりネットワーク、ウィルスソフトインストール、その他各種設定を行う		左記要求要件が実施できること又は同等であること	適当・不適當	70

機能審査結果

審査担当者	印
提案業者	
審査完了日	
審査結果	合 格 ・ 不 合 格
不適當・不対応項目数	個

国立研究開発法人港湾空港技術研究所契約事務取扱細則

研究所細則第1号

平成16年4月1日

一部改正 平成27年4月1日 研究所細則第1号

目次

- 第1章 総則（第1条～6条）
- 第2章 一般競争契約（第7条～20条）
- 第3章 指名競争契約（第21条～第25条）
- 第4章 随意契約（第26条～第29条）
- 第5章 契約の履行（第30条～第34条）
- 第6章 雑則（第35条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この細則は、国立研究開発法人港湾空港技術研究所会計規程（平成13年研究所規則第1号。以下「会計規程」という。）の定めるところにより、国立研究開発法人港湾空港技術研究所（以下「研究所」という。）が締結する売買、賃貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって、契約事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 研究所が締結する契約事務の取扱いについては、別に定めるところによるほか、この細則の定めるところによる。

（契約責任者）

第3条 研究所における契約事務については、理事長を契約責任者とする。

（契約書の記載事項）

第4条 会計規程第32条の規定により作成する契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- 一 契約の目的
- 二 契約金額
- 三 履行期限
- 四 契約保証金
- 五 契約の履行場所
- 六 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- 七 監督及び検査
- 八 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金等
- 九 危険負担
- 十 瑕疵担保責任
- 十一 契約に関する紛争の解決方法
- 十二 その他必要な事項

(契約書の省略)

第5条 会計規程第32条ただし書に規定する「別に定める場合」とは、次に掲げる契約を締結する場合とし、この場合においては契約書の作成を省略して、請書、見積書、請求書等契約の事実を明らかにする書類の徴取をもって、これに代えることができる。

- 一 契約金額が150万円を超えない契約を締結する場合
- 二 物品等売り払う場合において買受人が代金を即納して物品等を引き取る場合

(委員会)

第6条 契約締結事務に関する事項を審査するため研究所に契約審査委員会を置く。

- 2 設計・コンサルタント業務にかかるプロポーザル方式又は公募型競争入札方式を行う場合の技術審査基準(選定基準・評価基準)等に関する検討を行うため研究所に建設コンサルタント等選定委員会を置く。
- 3 第1項及び第2項の委員会の構成その他必要な事項については、別に定める。

第2章 一般競争契約

(競争参加者の資格)

第7条 契約責任者は、必要があるときは、工事、製造、物件の買入れその他について契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争に参加する者の資格を定めることができる。

- 2 契約責任者は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。
- 3 第1項の資格は、当分の間、同項の契約の種類、金額等に応じて定められた国の競争参加資格とする。

(競争に参加させることができない者)

第8条 契約責任者は、特別の事由のあるもののほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(競争に参加させないことができる者)

第9条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

- 2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。
- 3 経営状態が著しく不健全であると認められる者を競争に参加させないことができる。

(入札の公告等)

第10条 契約責任者は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札日の前日から起算して少なくとも10日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を5日までに短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 競争入札に付する事項
- 二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 契約条項を示す場所
- 四 競争執行の場所及び日時
- 五 入札保証金に関する事項
- 六 その他必要な事項

(入札保証金)

第11条 契約責任者は、一般競争又は指名競争に付そうとする場合には、競争に参加しようとする者に現金又は確実に認められる有価証券等をもって、その者の見積る契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。

2 前項の入札保証金は、落札者以外の入札者については入札執行後、落札者については契約締結後、これを納付したものに返還しなければならない。

3 第1項の規定により納付された入札保証金のうち、落札者の納付に係るものは、その者の申し出により契約保証金の一部に充てることができる。

4 第1項の規定により納付された入札保証金のうち、落札者の納付に係るものは、その者が契約を結ばないときは、研究所に帰属するものとする。

(入札保証金の納付の免除)

第12条 契約責任者は、次に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- 一 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に研究所を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合
- 二 第7条に規定する資格を有する者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められる場合

(予定価格の決定方法)

第13条 会計規程第31条の規定による予定価格は、競争に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続する製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

3 前2項により予定価格を定めたときは、その予定価格を記載した書面(以下「予定価格調書」という。)を封書のうへ嚴重に管理し、開札の際これを開札場所に置かななければならない。

4 会計規程第31条ただし書きの規定により予定価格調書その他書面による予定価格の積算を省略できるのは、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 法令に基づき取引価格が定められていること、その他特別な事由があることにより特定の取引価格によらなければ契約が不能若しくは困難であると認められる場合
- 二 予定価格が100万円を超えない契約をする場合

(開札)

第14条 契約責任者は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(入札の無効)

第15条 契約責任者は、第10条の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効としなければならない。

(再度入札)

第16条 契約責任者は、開札を行った場合において、入札者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことができる。ただし、当該再度入札については1回までとする。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(再度公告入札の公告期間)

第17条 契約責任者は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第10条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

(落札者の決定方法)

第18条 契約責任者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(契約の方式及び最低価格の入札者を落札者としなければならないことができる契約)

第19条 契約責任者は、競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

2 契約責任者は、前項ただし書きの場合にあつては、最低価格の入札者をただちに落札者とせず、入札者全員に後日落札者の決定を通知する旨を告げなければならない。また、落札者の決定にあたっては必要な調査を行い、最低価格の入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その調査結果及び自己の意見を記載した書面を委員会に提出し、意見を求めなければならない。

3 契約責任者は、契約の性質又は目的から第1項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が研究所にとって最も有利なもの（同項ただし書きの場合にあっては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

（契約保証金の納付の免除）

第20条 契約責任者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に研究所を被保険者とする履行保証契約を結んだ場合
- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事保証契約を結んだ場合
- 三 第7条に規定する資格を有する者による競争に付する場合において、その必要がないと認められる場合

第3章 指名競争契約

（指名競争に付することができる場合）

第21条 国立研究開発法人港湾空港技術研究所会計規程第30条第1項（5）の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせる場合
- 二 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れる場合
- 三 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れる場合
- 四 予定価格が100万円を超えない財産を売り払う場合
- 五 予定賃借料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付ける場合
- 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをする場合

（指名基準）

第22条 前条による指名競争に付する場合において競争に参加させる者を指名しようとするときは、第7条の定めるところにより登録された者のうちから契約責任者が指名するものとする。

（競争参加者の指名）

第23条 契約責任者は、指名競争に付する場合は、なるべく10人以上指名しなければならない。

（一般競争に関する規定の準用）

第24条 第7条から第9条まで、第13条から第16条まで及び第18条から第20条までの規定は、指名競争に準用する。

（指名替）

第25条 契約責任者は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合においては、第7条の資格を有する者のうちから新たに競争に参加する者を指名することができる。

第4章 随意契約

（随意契約によることができる場合）

第26条 会計規程第30条第1項（5）及び（6）の規定により随意契約に付することができる

る場合は、次の場合とする。

- 一 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせる場合
- 二 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れる場合
- 三 予定賃貸料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れる場合
- 四 予定価格が50万円を超えない財産を売り払う場合
- 五 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付ける場合
- 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをする場合
- 七 運送又は保管をさせる場合
- 八 国、地方公共団体、その他公法人と契約をする場合
- 九 外国で契約をする場合
- 十 研究所の生産物を売り払う場合
- 十一 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。

- 2 契約責任者は、競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。
- 3 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。
- 4 前2項の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

(分割契約)

第27条 契約責任者は、前条第2項及び第3項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

(予定価格の設定等)

第28条 随意契約により契約を締結しようとする場合において、予定価格を設定する必要があるときは、第13条の規定を準用するものとする。

(見積書の徴取)

- 第29条 契約責任者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴取しなければならない。
- 2 慣習上見積書を徴する必要のないもの及び契約責任者が必要ないと認めるものは、これを徴することを省略することができる。

第5章 契約の履行

(監督の方法)

第30条 契約責任者は、会計規程第33条に規定する工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督は、補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(検査の方法)

第31条 契約責任者は、会計規程第33条に規定する工事若しくは製造その他についての請負

契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な検査は、補助者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいて行うものとする。

(職員以外の者に監督又は検査を行わせる場合)

第32条 契約責任者は、特に専門的な知識又は技能を必要とする等の理由により職員が監督又は検査を行うことが困難な場合には、職員以外の者に監督又は検査を行わせることができる。

(検査調書の作成)

第33条 第31条及び第32条により検査を命ぜられた検査員は、契約金額が200万円を超える契約に係る給付の完了の確認をした場合は、検査調書を作成しなければならない。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第34条 契約責任者から命ぜられて、監督を行う者は、特別の必要がある場合を除き、検査を行う者と兼ねることができない。

第6章 雑 則

(長期継続契約)

第35条 次に掲げるものについては、長期継続契約を締結することができるものとする。

- 一 電気、ガス及び水道の契約
- 二 電気通信役務の適用を受ける契約
- 三 土地、建物の賃貸借契約
- 四 物品等の賃貸借契約
- 五 前各号に掲げるもののほか、取引上特に必要があり、あらかじめ契約責任者が承認した契約

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成20年12月15日から適用する。

附 則

この細則は、平成21年1月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成22年7月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成26年1月6日から適用する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から適用する。